

その他の公的土地評価

区 分	財産評価基準	固定資産税評価	農業会議による田畑売買価格等に関する調査
根拠法令	相続税法、地価税法	地方税法	
目 的	相続税、贈与税及び地価税を課税する際の財産評価を行うこと	固定資産税を課税する際の財産評価を行うこと	県内における耕作を目的とした農地価格の動向を把握するとともに農地流動化対策等農政の基本資料を得ること
実施主体	国税局	県、市町村	県農業会議(市町村農業委員会)
調査対象区域	全市町村	全市町村	全市町村
調査方法等	状況が類似する地域ごとに選定された標準地について、売買実例価格、精通者意見価格等から適正な時価を求め評定する。 ついで、標準地相互間の均衡を図り、各地目等の評価額を求める。地価公示価格の8割程度を目標に評価する。	状況が類似する地区ごとに選定された標準地について、売買実例価格等から適正な時価を求め、評点数を付設する。 ついで、当該評点数をもとに各筆の宅地の価格を求める。地価公示価格の7割程度を目標に評価する。	全国農業会議所が作成した調査票により、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が実際の価格を調査し、その結果を取りまとめる。
価格時点	毎年1月1日	3年ごと(評価替年度の前年の1月1日)	毎年5月1日
公表の時期	8月中旬	毎年3月課税台帳縦覧	7月または8月